

新生児聴覚検査を 県外 の医療機関で受診される方へ

下松市健康増進課
(下松市保健センター内)

里帰り出産等の理由により、新生児聴覚検査を県外の医療機関で受診される方は、下松市の基準額の範囲内での受診料の補助が受けられます。以下の要領で受診してください。(※転出された方は該当しません)

① 県外の医療機関で検査をします。

受診の際、以下を医療機関にお渡しください。

- ☆ 医療機関宛説明書
- ☆ 新生児聴覚検査受診票つづり
- ☆ 母子健康手帳



② 検査後は受診料を支払い、領収書などを受け取ります。

医療機関では、一旦、実費をお支払いいただきます。以下を受け取って帰ってください。

- ☆ 医療機関で発行される領収書 (新生児聴覚検査の金額がわかるもの)
- ☆ 新生児聴覚検査受診票 (下松市分) ……結果が記入されているもの
- ☆ 母子健康手帳

③ 後日、下松市健康増進課 (保健センター) またはこども家庭課 (下松市役所) の窓口で申請をします。

お早めにご持参ください。申請は代理の方でも構いません。

- ☆ 下松市新生児聴覚検査補助金交付申請書兼請求書 (※見本を見て記入をしてください)
- ☆ 医療機関で発行される領収書 (新生児聴覚検査の金額がわかるもの)
- ☆ 新生児聴覚検査受診票 (下松市分) ……結果が記入されているもの
- ☆ 母子健康手帳

市のホームページから様式を印刷することもできます。

そのほか、分からないことは健康増進課へお問い合わせください。 ☎0833-41-1234



下松市公式マスコットキャラクター
くだまる